

高機能グループ呼出受信機に関する事項

改正規則

安全設備規則

改正事項

高機能グループ呼出受信機に関する事項

改正理由

現在、気象情報等の海上安全情報を伝送するナブテックスサービスの通信圏外を航行する船舶に対しては、インマルサットを利用して同情報を受信する装置である高機能グループ呼出受信機の設置が SOLAS 条約第IV章第 7 規則において要求されている。

2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会（MSC87）において、同装置の性能要件の改正が行われ、決議 MSC.306(87)として採択された。

同決議は非強制であるものの、日本籍船舶に対して適用するよう関連省令の一部改正が行われる予定となったことから、今般、同省令改正に基づき関連規定を改めた。

改正内容

高機能グループ呼出受信機の性能要件を改めた。